

(参考資料)

目 次

資料 1

前橋市準備委員会常任委員会名簿……………	1
----------------------	---

資料 2

前橋市準備委員会会則……………	2
-----------------	---

資料 3

前橋市準備委員会専門委員会規程……………	7
----------------------	---

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会 常任委員会名簿

参考資料 1

会長 1名

(順不同・敬称略)

No.	所属機関・団体	役職	氏名
1	前橋市	市長	小川 晶

副会長 7名

No.	所属機関・団体	役職	氏名
1	前橋市議会	議長	富田 公隆
2	一般財団法人前橋市スポーツ協会	会長	菅原 宏
3	前橋商工会議所	会頭	金子 昌彦
4	公益財団法人前橋観光コンベンション協会	理事長	曾我 孝之
5	前橋市	副市長	細谷 精一
6	前橋市	副市長	猪俣 理恵
7	前橋市教育委員会	教育長	吉川 真由美

常任委員 33名

No.	所属機関・団体	役職	氏名
1	公益財団法人前橋市まちづくり公社	理事長	静 知明
2	前橋市スポーツ推進審議会	会長	遠藤 祐司
3	前橋市スポーツ推進委員会	会長	岩上 清美
4	前橋市小学校体育研究会	会長	目黒 徹
5	前橋市中学校体育連盟	会長	金子 恵一
6	前橋地区高等学校・特別支援学校校長会	幹事	斉藤 直市
7	前橋旅館ホテル協同組合	理事長	黒岩 祐二
8	一般財団法人群馬陸上競技協会	会長	高橋 賢作
9	一般社団法人群馬県水泳連盟	会長	田中 信宏
10	公益社団法人群馬県サッカー協会	会長	針谷 章
11	群馬県バレーボール協会	会長	鈴木 信弘
12	群馬県体操協会	会長	橋爪 俊夫
13	群馬県体操協会トランポリン部	部長	小渕 優子
14	一般社団法人群馬県自転車競技連盟	会長	板鼻 昭
15	群馬県ソフトテニス連盟	会長	森田 哲好
16	群馬県柔道連盟	会長	鳥居 吉二
17	一般社団法人群馬県ソフトボール協会	会長	星名 建市
18	群馬県弓道連盟	会長	勅使河原 守
19	群馬県ライフル射撃協会	会長	岡田 榮三
20	群馬県剣道連盟	会長	小林 一隆
21	一般社団法人群馬県山岳・スポーツクライミング連盟	会長	吉田 直人
22	群馬県馬術連盟	会長	秋本 幸司
23	群馬県卓球協会	会長	茂木 曉至
24	前橋市小学校校長会	会長	松本 敏樹
25	前橋市中学校校長会	会長	本間 淳彦
26	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長	杉崎 光広
27	群馬県県土整備部前橋土木事務所	所長	鈴木 修
28	前橋警察署	署長	堀越 浩
29	前橋東警察署	署長	井上 朱実
30	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
31	前橋地区タクシー協議会	会長	諸井 克之
32	公益社団法人前橋市医師会	会長	須田 浩充
33	前橋市	文化スポーツ観光部長	片貝 早苗

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会において、前橋市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 前橋市を代表する者
- (2) 前橋市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 会長は、前橋市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会長を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 準備委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。
- 4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限

を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 議会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

（3）専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等をすることができる。

- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)

- 第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、前橋市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 6 年 9 月 2 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会の設立当初の会計年度は、第 1 9 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

**第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会（以下「準備委員会」という。）会則（令和 6 年 9 月 2 7 日施行）第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第 2 条 専門委員会の種類並びに準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、令和6年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医療及び事務に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 施設整備に関すること 3 式典に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する こと
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 駐車場に関すること 3 消防防災及び警備に関すること 4 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関する こと